

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、琉球医学会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を琉球大学医学部内に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、医学の研究を推進し、会員相互の学識を高めつつその連携も深め、もって沖縄における学問文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期的に学術研究発表会および学術講演会を開催すること。
- (2) 学術機関誌「琉球医学会誌」を刊行および配布すること。
- (3) 本会に琉球医学会賞を設け、県内在住の優れた研究者を表彰すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要なこと。

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

(正会員)

第6条 正会員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 琉球大学の医学部、医学研究科、保健学研究科及び附属病院の専任又は寄付講座教員のうち、入会を希望する者。
- (2) 琉球大学の医員、研修医、大学院学生、研究生、学生、琉球大学医学部出身者及び関係者のうち、入会を希望する者。

(3) 沖縄県医師会理事のうち、入会を希望する者。

(4) その他、会長が必要と認めた者。

(特別会員)

第7条 特別会員は、医学の進歩発展に特別の貢献のあった者の中から、理事会及び評議員会の議を経て、会長が推薦する。

(名誉会員)

第8条 名誉会員は、本会に対して特別の功勞のあった者の中から、理事会及び評議員会の議を経て、会長が推薦する。

(賛助会員)

第9条 賛助会員は、本会の目的に賛同する者で、理事会及び評議員会の議を経て、会長が入会を認める。

## 第4章 役員 および 職員

(役員)

第10条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長 若干人
- (3) 常任理事 若干人
- (4) 理事 若干人
- (5) 監事 若干人
- (6) 評議員 若干人
- (7) 幹事 若干人
- (8) 顧問 若干人

(役員を選出)

第11条 会長は、理事会の議を経て、総会において選出する。

- 2 副会長は理事の中から会長が選任し、理事会及び評議員会の議を経て、総会の承認を得る。
- 3 常任理事は理事の中から会長が選任し、理事会及び評議員会の議を経て、総会の承認を得る。
- 4 理事は、評議員の中から選任し、総会の承認を得る。

- 5 監事は、会員の中から選任し、総会の承認を得る。
- 6 評議員は、正会員の中から医学部、医学研究科、附属病院の教授及び沖縄県医師会理事をもって充てる。
- 7 幹事は、正会員の中から会長が選任し、理事会及び評議員会の議を経て、総会の承認を得る。
- 8 顧問は、理事会の議を経て、正会員の中から会長が委嘱する。

#### (役員の仕事)

第12条 役員は、次の仕事を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、事業を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
- (3) 常任理事は、庶務担当、編集担当及び会計担当からなり、理事会の議決に基づき、会務を分担処理する。
- (4) 理事は、理事会を組織し、会則に定めるもののほか、会長の権限に属するもの以外を議決し、執行する。
- (5) 評議員は、評議員会を組織し、会則に定める事項のほか、会長の諮問に応じて本会の運営に関する重要事項を審議する。
- (6) 監事は、会務を監査する。
- (7) 幹事は、庶務担当、編集担当及び会計担当からなり、常任理事のもとに第4条に掲げる会務をおこなう。
- (8) 顧問は、会長の要請のあるときは、理事会、評議員会に出席して意見を述べることができる。

#### (役員の仕事)

第13条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

#### (事務職員)

第14条 本会の事務を処理するために、本会に事務職員をおくことができる。

- 2 事務職員は、理事会の議を経て、会長がこれを任免する。

## 第5章 会 議

#### (総会)

第15条 総会が本会の議決機関とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。
- 3 通常総会は、毎年1回開催し、会長がこれを招集し議長となる。

- 4 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、評議員の決議があったとき又は会員数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を付して招集を請求されたときに、会長が招集し議長となる。
- 5 総会の招集は、開催日の10日前までに、付議すべき事項、日時及び場所を明記した書面をもって通知しなければならない。
- 6 総会は、会員数の5分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 総会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 8 正会員が総会に出席できない場合、委任状により代理出席を認める。
- 9 特別会員、名誉会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会承認事項)

第16条 次に各号については、通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 本会会則に関すること。
- (2) 役員を選任に関すること。
- (3) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (4) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (5) 財産目録に関すること。
- (6) その他、理事会及び評議員会において必要と認めたこと。

(理事会)

第17条 理事会は、毎年1回通常総会の前に開催し、会長がこれを招集し議長となる。

- 2 会長は必要と認めたときは、臨時理事会を招集することができる。
- 3 理事数の3分の1以上から請求があったときは、会長は直ちに臨時理事会を招集し議長となる。
- 4 理事会は、理事数の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
- 5 理事が理事会に出席できない場合、委任状により代理出席を認める。
- 6 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、会務の遂行に必要と認めたとき、会長がこれを招集する。

(評議員会)

第19条 評議員会は、毎年1回通常総会の前に開催し、会長がこれを招集し議長となる。

- 2 会長は、必要と認めたときは、臨時評議員会を招集することができる。

- 3 会長は、評議員の3分の1以上から評議員会の招集を請求されたときは、直ちに臨時評議員会を招集し議長となる。
- 4 評議員会は、評議員数の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 5 評議員が評議員会に出席できない場合、委任状により代理出席を認める。
- 6 評議員の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第20条 会務の遂行上必要があるときは、各会務担当幹事による幹事会及び合同幹事会を設けることができる。

- 2 各会務担当幹事会および合同幹事会は、各会務担当常任理事及び常任理事がそれぞれこれを招集し、議長となる。

(分科会)

第21条 会長は、必要と認めた場合は、理事会ならびに評議員会の議を経て、分科会を設けることができる。

## 第6章 会 費 等

(収入)

第22条 本会の経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 会員の会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会費)

第23条 会員は毎年、次の会費を前納するものとする。

- (1) 正会員 年7,000円
- (2) 賛助会員 年1口以上(1口50,000円)
- (3) 特別会員、名誉会員は、会費を納めることを要しない。
  - 2 正会員のうち、大学院学生、研究生、学生の会費は、年額3,000円とする。
  - 3 既納した会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(寄付金)

第24条 寄付金を受けるときは、理事会の承認を得なければならない。

## 第7章 入会、退会等

(退会手続き)

第25条 会員が退会を希望する場合は、その理由を付して退会届を会長宛に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第26条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡又は失踪
- (3) 長期間（5年間を超える期間）の会費未納
- (4) 会員としてふさわしくない行為等があり、理事会ならびに評議員会の議を経て、会長が当該者を除名した場合。

## 第8章 資産及び会計

(資産管理責任者)

第27条 本会の資産は、会長がこれを管理する。

- 2 本会の会計において、統括会計責任者は会長がこれを担当する。出納責任者は会計担当理事がこれを担当する。出納責任者補助者は事務職員がこれを担当する。

(事業年度及び会計年度)

第28条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算編成)

第29条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始時に会長が作成し、理事会ならびに評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 本会は特別会計を設ける事ができる。特別会計に伴う収支予算は、毎会計年度開始時に会長が作成し、理事会ならびに評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第30条 本会の事業報告及びこれに伴う収支決算は、毎会計年度終了時に会長が作成し、理事会ならびに評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

## 第9章 雑 則

(会則の変更)

第31条 本会の会則の変更は、理事会、評議員会及び総会において、それぞれ出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

(雑則)

第32条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1. 本会則は昭和57年3月16日から施行する。
2. 本会則は昭和62年1月20日から施行する。
3. 本会則は平成元年7月18日から施行する。
4. 本会則は平成6年7月19日から施行する。
5. 本会則は平成11年7月13日から施行する。
6. 本会則は平成18年7月18日から施行する。
7. 本会則は平成22年7月20日から施行する。
8. 本会則は平成24年8月1日から施行する。
9. 本会則は平成30年8月1日から施行する。

## 琉球医学会申し合わせ事項

第1 幹事は、琉球医学会の中から会長が選任する。

1. 庶務担当幹事

基礎系／附属病院	2名
臨床系	2名
保健系	2名
県医師会等	2名以内

2. 編集担当幹事

基礎系／附属病院	2名
臨床系	2名
保健系	2名
県医師会等	2名以内

3. 会計担当幹事

琉球大学医学部	1名
---------	----

4. 監事 2名

(沖縄県医師会から1名と琉球大学医学部から1名)

第2 通常総会は、7月に開催する。

第3 会費は正会員においては年額7,000円、賛助会員においては、年間50,000円とし、会計年度内に納入しなければならない。ただし、年度半ばに入会する者は、入会時に全額を納入しなければならない。

第4 顧問は、当分の間琉球大学名誉教授、沖縄県医師会長、沖縄県医師会副会長等経験者等の中から会長が委嘱する。

第5 役員の任期は、会則改訂時の残任期間として継続するものとする。